

道路交通法違反関係職員の懲戒処分等基準内規

(趣旨)

第1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をした職員に対する懲戒処分等の基準については、この内規の定めるところによる。

(懲戒処分等の種類)

第2 懲戒処分等の種類は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により懲戒処分として行う戒告、減給、停職及び免職並びに次項に規定する訓告とする。

2 訓告は、職員が再び違反行為をすることがないように、その将来を戒めるために行う懲戒処分以外の訓戒で、訓告書の交付又は口頭により行うものとする。

(懲戒処分等の基準)

第3 懲戒処分等の基準は、職員の違反行為に係る違反点数に応じ、別表第1に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを加重し、又は軽減することができる。

(違反点数)

第4 違反点数は、職員の違反行為に応ずる基礎点数、加重点数及び軽減点数の合計点数とする。

(基礎点数)

第5 基礎点数は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の基礎点数及び付加点数の合計点数とする。

(加重点数)

第6 加重点数は、職員の違反行為その他の事情に応じ、別表第2に掲げる点数以内でその都度定める点数とする。

(軽減点数)

第7 軽減点数は、職員の違反行為その他の事情に応じ、別表第3に掲げる点数以内でその都度定める点数とする。

(安全運転管理者等の懲戒処分等)

第8 職員の違反行為について次に掲げる職員に責任があると認められる場合は、その責任の程度、運転手者である職員に対する懲戒処分等その他の事情を考慮して懲戒処分等を行う。

- (1) 安全運転管理者
- (2) 同乗者
- (3) 関係上司
- (4) 前各号のほか、違反行為について責任があると認められる職員

(補則)

第9 この内規により難しいものの取扱いについては、その都度別に定める。

附 則

この内規は、平成10年10月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年8月25日から施行する。

別表第 1（第 5 関係）

処 分		点 数
区 分	細 区 分	
訓 告	口 頭 訓 告	2 点
	文 書 訓 告	3 点 以 上 5 点 未 満
戒 告		5 点 以 上 9 点 未 満
減 給	1/10 1 月	9 点
	1/10 2 月	10 点
	1/10 3 月	11 点
	1/10 4 月	12 点
	1/10 5 月	13 点
	1/10 6 月	14 点
停 職	1 月	15 点 以 上 17 点 未 満
	2 月	17 点 以 上 19 点 未 満
	3 月	19 点 以 上 21 点 未 満
	4 月	21 点 以 上 22 点 未 満
	5 月	23 点
	6 月	24 点
免 職		25 点 以 上

別表第 2（第 6 関係）

加重する事情	点数
(1) 係長又はこれに相当する職以上の職にある職員であるとき	1 点
(2) 違反行為の内容が悪質であるとき	2 点
(3) 過去2年以内に訓告以上の懲戒処分等を受けた職員であるとき	訓告 2 回 2 点 戒告 2 点 減給 3 点 停職 4 点
(4) 自動車運転手以外の職員が公用車に係る違反行為をしたとき	1 点
(5) 自動車運転手である職員が公用車に係る違反行為をしたとき	2 点
(6) 違反行為により市に与えた損害が著しく大きいとき	2 点
(7) その他特に加重することが適当と認められる事情があるとき	5 点以内

別表第 3（第 7 関係）

軽減する事情	点数
(1) 日常の勤務成績が優秀なとき	1 点
(2) 被害者に過失があるとき	2 点
(3) 過去2年以内に懲戒処分等を受けた職員でないとき	2 点
(4) 運転行為に係る公用車の運行に公務上の緊急、重要性が特に認められるとき	2 点
(5) 自動車運転手以外の職員が公用車に係る違反行為をしたとき	2 点
(6) その他特に軽減することが適当と認められる事情があるとき	5 点以内